

調書等作成上の留意事項について

1 推薦基準

過去に卓越技能者表彰(県知事表彰)を受賞したことがある現役の技能者を対象とします。

過去に推薦して受賞に至らなかった者についても推薦することができますが、調書等の記載内容等は前回と同じとせず、より一層アピールする内容としてください。

2 各提出書類の記載に当たっての留意点について

(1) 様式について

各様式は、県ホームページに掲載しますので、ダウンロードして作成してください。

(参考) 県ホームページ「技能者表彰制度について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan3.html>

(2) 被推薦者名簿(様式2)

推薦できるのは1職種につき1名までです。ただし、女性技能者を1名以上推薦する場合は2名までとします。

(3) 調書(1)(様式3-1)

① 現住所、生年月日及び氏名(ふりがな)については、住民票等の公的書類により確認し記載してください。

② 「職業部門」の欄には、「職業部門、職業分類及び職種(例示)」一覧の「部門」欄のうち、被推薦者の職種に見合うものの番号を記入してください。

なお、「職業部門、職業分類及び職種(例示)」一覧は、県ホームページを参照してください。

(参考) 県ホームページ「技能者表彰制度について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan3.html>

③ 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等の入賞歴がある場合はすべて記入してください。欄に収まらない場合は、別紙に記入しても構いません。また、免許資格や入賞歴等を記入した場合は、その全てについて当該事跡を明らかにする書類の写し(例：賞状のコピー)を添付してください。

(4) 調書(2)(様式3-2)

① 「技能の概要」欄は、被推薦者の有する卓越した技能について、その内容を具体的に説明するとともに、特に技能が優れている理由及び状況をわかりやすく、かつ、丁寧に説明してください。特に、書面審査の性質上、記述内容の的確さやわかりやすさが結果を左右することがありますので、以下の点に注意し、より具体的に記載してください。

注意点

- ① 表現が客観性に欠けるものになっていないか。
例) ×「非常に優れている。」→ 他と比較してどう優れているか数値等で表現。
×「短時間で加工できる。」→ 「通常3時間かかる加工を1時間でできる。」
×「精度が向上した。」→ 「標準公差±○μmm が±△μmm に向上した。」
- ② 共同作業による場合、その実績における被推薦者の関わりが不明確でないか。
グループ作業や大型製品等の場合、被推薦者が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載してください。
- ③ 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみになっていないか。
卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載してください。
- ④ 製品の紹介のみに終始し、技能の関与が不明確でないか。
その製品の製作過程のどこで被推薦者の技能が活かされたか明確にしてください。
- ⑤ 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい内容になっていないか。
全国から選定することから、全国レベルでみた場合に、他の技能者と比較してどの程度優れているのか、内容を把握している場合は記載してください。(地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容について記載してください。)

また、同欄に記載する用語等について、専門的に用いられる用語を記載する場合には、当該用語の説明資料を「様式4」により作成し、添付してください。

- ② 「功績・貢献の概要」欄は、被推薦者の有する技能による産業・社会等への功績・貢献について具体的に記入し、団体の役員としての活動状況のみを記入することのないよう注意してください。
なお、例年「技能」と「技術開発」が混同されている調書が多く見受けられるため、上記注意点を参照の上、「技能」に着目して記載してください。
- ③ ページは複数に渡っても構いませんが、3ページ以内に収まるようにしてください。

(5) 作品及び作業風景の写真(様式5)

直近1年以内(令和2年4月以降)に撮影した作業風景写真と、被推薦者が製作した作品写真を、それぞれ1枚以上添付してください。写真は、単なる作業場等の写真やいわゆるカメラ目線ではなく、被推薦者本人が作業に従事しており、卓越した技能を発揮していることが汲み取れるもので、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景がわかるものを可能な限り複数枚添付してください。

その際、各写真に被推薦者の職種と氏名、撮影年月、説明を必ず記入してください。また、写真は複数ページに渡っても構いませんが、片面10枚以内に収まるようにしてください。

なお例年、添付されている写真が少ない場合や、添付された写真が不鮮明で被推薦者本人と分からない場合が散見されますので、注意してください。

(6) 添付資料

被推薦者に係る新聞・雑誌の記事，説明書，図面等，被推薦者の技能功績の概要が端的にわかるものを必要最小限収集し，提出してください。特に，「調書（１）（様式３－１）」に免許資格や入賞歴等を記入した場合は，その全てについて当該事跡を明らかにする書類の写し（例：賞状のコピー）を添付してください。

その際，各ページの右上に被推薦者の職種と氏名を必ず記入することとし，A４判と異なるサイズの資料は，A４判の台紙に貼付するか，折るなどして整えて提出してください。また，ホチキス・パンチ等は使用せず，クリアファイルにまとめてください（ポケットファイル等には入れない）。

3 推薦書等の提出について

提出の際は，用紙での提出のほか，CD-R または電子メール等により，Word 形式データでの提出もお願いします。電子メールで提出される場合は，下記担当まで事前にご連絡の上，ご提出ください。併せて，作品及び作業風景の写真につきましても，CD-R または電子メール等により，jpg 形式データにてご提出ください。

なお，提出された調書・資料等は返却しませんので，予めご了承ください。

4 個人情報について

被表彰者となった方の個人情報（氏名，年齢，職業，就業先，技能功績概要，顔写真。別紙３記載例のとおり。）については，ホームページ等で公表するので，あらかじめ被推薦者に説明を行い，同意を得てください。

5 被推薦者の事情の変更等による報告について

推薦後に，被推薦者が禁固以上の刑に処せられ，若しくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合又は提出書類の記載内容に変更（死亡，病気，現役引退，人事異動，転職，住所変更等）若しくは誤りがあった場合には，速やかに担当者まで報告してください。

6 その他

上記のほか，技能者表彰実施要領を御確認の上，調書等を作成してください。

なお，実施要領は，厚生労働省ホームページに掲載されているほか，県ホームページにも掲載しています。

（参考）厚生労働省ホームページ「「卓越した技能者（現代の名工）」表彰制度のコーナー」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html

（参考）県ホームページ「技能者表彰制度について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan3.html>

【提出先（担当）】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第二班

電話：022-211-2763（受付時間 平日午前8：30～午後5：15）

メールアドレス：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp

No.	提出書類	チェック
1	推薦書（様式1） ・団体もしくは市町村等からの推薦となっているか。	
2	被推薦者名簿（様式2） ・1職種につき1名となっているか。 （ただし、女性技能者を1名以上推薦する場合は2名まで推薦可）	
3	調書（1）（様式3-1） ・氏名、現住所は住民票と相違がないか。 ・職種名、職種番号は被推薦者にふさわしいものとなっているか。 ・保有する免許資格や表彰歴等は全て記入しているか。	
4	調書（2）（様式3-2） ・「技能」に着目した具体的な説明になっているか。 ・3ページ以内となっているか。	
5	専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式4） ・調書（2）で使用している専門用語について、説明しているか。	
6	作品及び作業風景の写真（様式5） ・推薦時点で直近1年以内に撮影した写真が1枚以上あるか。 ・写真は大きく、明瞭なものであるか。 ・各写真に、被推薦者の職種と氏名、撮影年月、説明が付いているか。 ・片面10枚以内となっているか。	
7	添付資料 ・調書（1）に記入した免許資格や表彰歴等の全てについて、免許証や賞状のコピー等を添付しているか。 ・全ての資料をA4判サイズにそろえているか。 ・ホチキス、パンチ等は使用せず、ポケットファイル等ではなくクリアファイルにまとめているか。	
8	住民票の写し ・住民票の写しのコピーではなく、市役所等から交付された住民票の写し原本を添付しているか。	